

京都市告示第477号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和 6年11月 7日

京都市長 松井孝治

道路の種類            市道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
久世29号 線	南区久世築山町203番地の2地先内	旧	メートル 30.40	メートル 6.00 ~ 9.00
		新	30.40	5.53 ~ 9.07

(建設局土木管理部道路明示課)